

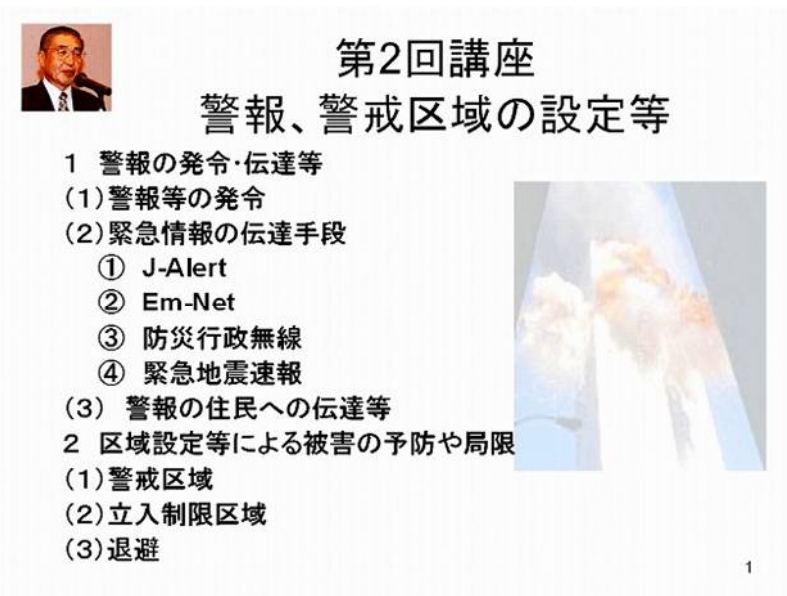
## 第二回 警報、警戒区域の設定等


山下塾第二回講座のテーマは、警報や警戒区域等の設定についてです。

防災や国民保護にとって、住民に対して、警報を迅速・正確且つ漏れなく伝達することは極めて重要です。


また、被害を予防或いは拡大を防止するために警戒区域や立入制限区域が設定され退避が指示される事があります。

それらについて説明しましょう。尚、スライド右肩に3種のマークがあります。国民保護関連、防災関連及び双方共通事項に区分しております。



 **第2回講座**  
**警報、警戒区域の設定等**

- 1 警報の発令・伝達等
  - (1) 警報等の発令
  - (2) 緊急情報の伝達手段
    - ① J-Alert
    - ② Em-Net
    - ③ 防災行政無線
    - ④ 緊急地震速報
  - (3) 警報の住民への伝達等
- 2 区域設定等による被害の予防や局限
  - (1) 警戒区域
  - (2) 立入制限区域
  - (3) 退避



1

災害対策と国民保護における警報等の差異を本スライドと次のスライドで比較して下さい。

災害対策においては、市町村長は通知を受け或いは自ら判断して警報等を住民等に伝達する責任があります。

市町村長等は警告を発することも可能です。

## 1 警報の発令・伝達等

災

### (1) 警報等の発令

#### ア 災対法上の警報伝達等

##### ○ 災害に関する予報・警報の発令

- ・ 法令の規定による気象庁その他の国の機関が発令
- ・ 知事又は市長等が自ら警報発令

##### ○ 知事又は市長等の措置

知事

予想される災害の事態ととるべき措置を  
通知又は要請

市長等

予報・警報、通知事項を住民等に伝達  
必要に応じ、災害の事態、措置について  
通知又は警告

2

国民保護事態においては、事の重大性に鑑み、発令する場合を厳密に規定し、国が責任を持って発令することとしております。

#### イ 国民保護法上の 警報及び緊急通報の発令

- 目的： 注意喚起及び避難準備の促進
- 発令される場合：  
予測事態、  
武力攻撃事態と認定時に改めて、  
武力攻撃の状況の変化に応じ
- 警報： 国の対策本部長が発令
- 緊急警報： 都道府県知事が発令

3

緊急情報を国民に伝達する手段として整備されている主要な伝達手段には、スライドに示すような方法があり、それぞれの特性を比較しております。

1 警報の発令・伝達等  
 (2) 緊急情報の伝達手段

共

ア 各種(緊急)情報伝達手段の比較

	J-ALERT (非常電源あり)	テレビ・携帯ラジオ (非常電源あり)	IP系サービス (CATVを含む)	携帯メール	地震感知器
地震による 断線	断線なし ○	断線なし ○	断線あり ×	中継網は断線 あり ×	回線利用なし ○
ネットワークの 信頼性	降雨障害あり △→○ (VDR-1000)	放送 ○	輻輳あり ×	回線交換型無 線 ○	回線利用なし ○
情報の 種類・質	国民保護・地震・津 波・火山情報等 ○	国民保護・地震・津 波・火山情報等、た だし六まかな情報 △	緊急地震速報 △	緊急地震速報 △	地震情報のみ ×
高度利用 (二次利用)	可 ○	不可 ×	可 ○	不可 ×	可 ○
受信機 のコスト	相対的に高価 ×→△ (備蓄)	新たな負担なし ○	大量生産で安価 ○	緊急地震速報サー ビス対応端末 ○	専用装置 △
利用料等	安価 ○	新たな負担なし ○	高度利用に 対応するものは高 価 ×	新たな負担なし ○	新たな負担なし ○

重要な緊急情報の伝達手段として整備されつつあるのが、J-ALERT とエムネットです。それぞれの整備率が気になります。災害は待ってくれないのにと大いに気になるところです。

イ 主要緊急情報の伝達手段

共

① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)

通信衛星を使用して、国から市町村等に瞬時に緊急情報を伝達、同報系防災行政無線等を強制起動、平成19年2月から一部の自治体で運用  
 整備率 15.7% (H21/4/1) (整備費用700万円)

② 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)

行政専用回線(LGWAN)を使用して国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信  
 平成18年から導入  
 市区町村整備率 約71% (H20年度末)

③ 防災無線システム(後述)

④ 参考: 緊急地震速報(後述)

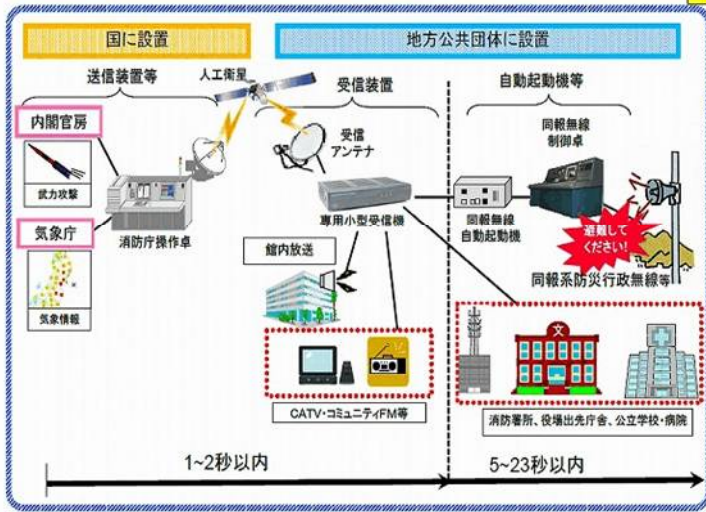
大規模災害や弾道ミサイルなどの緊急情報の伝達手段のメインの手段として、現在整備が進められている全国瞬時警報システム(J-ALERT)の概要を示しています。

発令から10秒以内に住民にまで周知することが期待されています。

J-ALERTは、「国から住民まで直接瞬時に情報を伝達」且つ「防災行政無線を自動起動」することが出来るという特長があります。平成19年2月から一部の地方公共団体で運用が開始されています。

# ①全国瞬時警報システム(J-ALERT)

共



## J-ALERTによる緊急情報

共

- ① 弾道ミサイル情報などの有事情報
  - ② 津波警報(オオツナミ、ツナミの2種類)
  - ③ 緊急地震速報
  - ④ 津波注意報
  - ⑤ 震度速報
  - ⑥ 気象警報等
  - ⑦ 東海地震予知情報
  - ⑧ 噴火警報及び噴火予報
- 等13種類



J-ALERT による放送の一例です。




J-Alertによる放送例(案)		
使用場面	警報音	音声放送
緊急地震速報	(例1)キュンキュン (例2)サイレン (例3)ピンポン	(例1)大地震(おおじしん)です。 (例2)大地震(おおじしん)が来ます。
弾道ミサイル攻撃	有事サイレン 14秒吹鳴	ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。 当地域に着弾する可能性があります。 屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。

武力攻撃事態等においては、サイレン音が吹鳴されます。内閣官房の国民保護ポータルサイトで視聴することができます。  
右下をクリックして確認して下さい。

### 武力攻撃事態等におけるサイレン音

- 平成17年7月警報に使用するサイレン音決定
- 具備すべき要件
  - ①明確に認識可能
  - ②伝達距離大
  - ③緊急性を感じるが、過度の緊張感を与えない
  - ④高齢者や聴覚弱者にも配慮
- 内閣官房国民保護ポータルサイトで視聴出来る。  
右下のボタンをクリックしてください。



このスライドは、21年4月、5月の北朝鮮のミサイル発射の際に緊急情報の伝達手段として利用されて一躍有名になったEm-Net（エムネット）の概要を示しています。

エムネットによって情報を受信した自治体は、防災行政無線等により住民に情報を伝達することになります。

J-ALERT が直接住民に緊急情報を伝達するのとの大きな差異です。

本システムは、平成18年から導入が始まり、整備率は既に述べたように70%超です。

## ② 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

共

メッセージを強制的に相手側に送信して迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能



情報の配信を確実にするため、配信先の端末起動状態をモニターし、事前に配信可能な端末か否かを確認

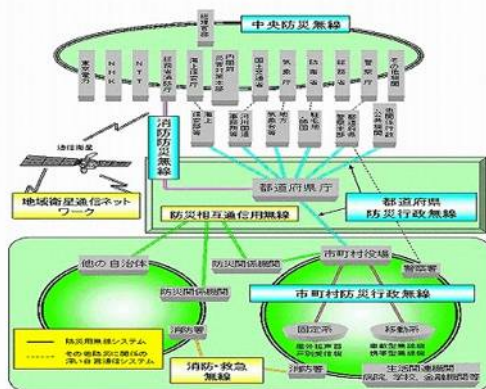


このスライドは、人命に関わる通信を確保する為に、国が鋭意整備を進めてきた防災無線システムの概要を示します。

国、都道府県及び市町村の各階層と消防防災無線等の機能別の無線系から構成されており、整備率は75%余りで、比較的進捗しています。

## ③ 防災無線システムについて

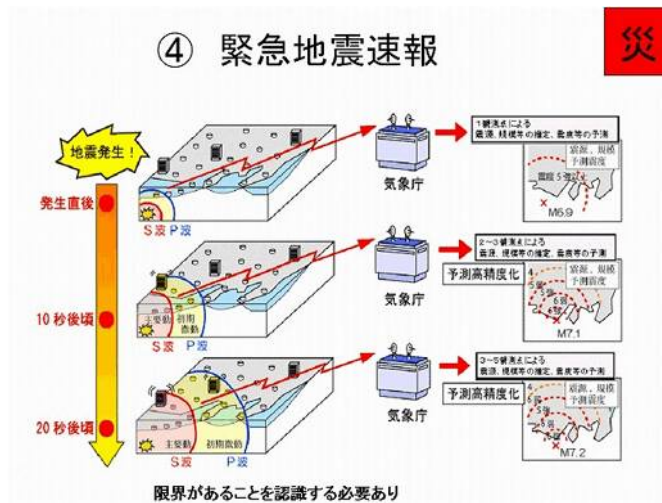
災



- ① 国、都道府県及び市町村の各階層から構成
- ② S39の新潟地震以来逐次に整備
- ③ 市町村同報系整備率75.2% (19/3末)

風水害と異なり、地震災害は予測することが困難です。地震の震源近くで捉えた観測データから主要動の到達時刻や震度を予測して、可能な限り早く周知する為のシステムとして、世界でこの種システムとしては初となる緊急地震速報が導入され、平成19年10月から、一般向け放送が始まり、本格導入となりました。

これが有効な活用により大規模被害を軽減できるものと期待されています。



警報等は、あらゆる手段により迅速、正確且つ漏れなく伝達される必要があります。この際、特に情報弱者の方々への警報伝達等に配慮する必要があり、工夫を凝らすべきでしょう。

国民保護事態の場合には国からの警報は知事を通じて伝達されます。

大規模集客施設等における警報伝達はパニック防止に十分に留意すべきです。

### 共 共

1 警報の発令・伝達等  
(3) 警報等の住民への伝達

#### 警報等の住民への伝達

- 1 知事を通じ市町村長・関係機関へ ▲
- 2 市町村長: 所定の方法(伝達先、手段、伝達順位)で、住民及び関係ある公私の団体へ
- 3 防災行政無線(J-Alert)、広報車、消防団の活用、指定放送業者、HP etc

共

#### 警報伝達に当たっての留意事項

- 1 副手段の準備
- 2 関係ある組織と**共同**で(迅速・効率的に)  
(自治会、自主防災組織、町内会等)
- 3 **情報弱者への配慮**  
(関係機関との連携、個別伝達等)
- 4 大規模集客施設  
パニック防止等

平成21年春の北朝鮮によるテポドンⅡと思しきミサイル発射に伴う情報伝達について説明しています。

結果的にわが国に対して被害がなく幸いでしたが、良い訓練になったと言うべきでしょう。

(警報伝達に関する事例紹介)

#### NKミサイル発射に伴う情報伝達

(H21/4/4&5)

- J-ALERTの整備率の低さ等もあり、今回はEm-Net(エムネット)によりミサイルの発射情報を伝達(導入後初運用)
- 8回に亘る情報提供実施
- ほぼ成功
- 誤報事案あり
- J-ALERTの整備促進要



次に、区域等を設定することにより、住民の生命等の危険を防止し、安全を確保するような措置が実施されます。

それには警戒区域の設定、立入制限区域の設定及び退避の指示の3つがあります。



## 2 区域設定等による災害予防・被害局限

共

- (1) 警戒区域の設定
- (2) 立入制限区域の設定
- (3) 退避の指示



16

次に災害対策基本法と国民保護法の双方に規定されている警戒区域について説明します。

市町村長の権限でかなり強制力のある警戒区域の設定が可能です。警察官等による代行権が認められています。

### 2(1) 警戒区域の設定

共

(災対法63条、国保法114条)

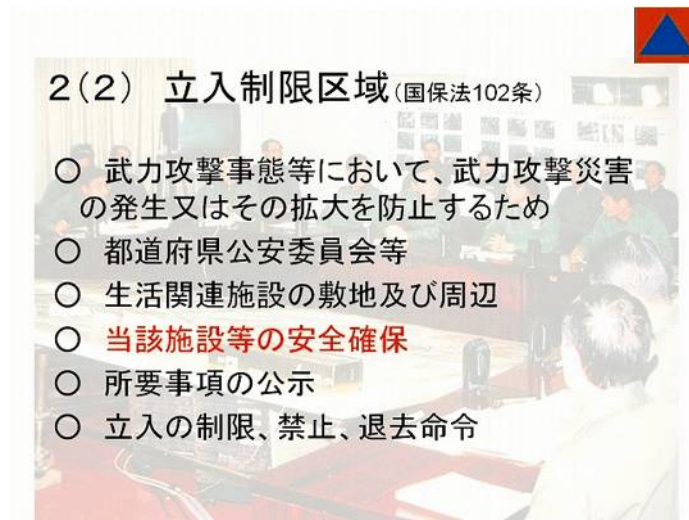
- (武力攻撃)災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合
- 住民の生命又は身体に対する危険防止のため特に必要であると認める時
- 市町村長が設定(緊急の要 知事可)
- 警戒区域への立入制限、禁止、**退去命令**
- 警察官、海上保安官、状況により自衛官  
代行可能
- 罰則あり

国民保護法独特の規定として、立入制限区域の設定が都道府県公安委員会に付与されています。

その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を来たすような施設例えば発電所、浄水施設或いは安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせる恐れがあるダム等の安全を確保する必要がある場合に設定されるものです。

生活関連施設の安全な運営等を確保することは極めて重要ですが、沢山の施設の安全確

保は並大抵では出来ないでしょうね。



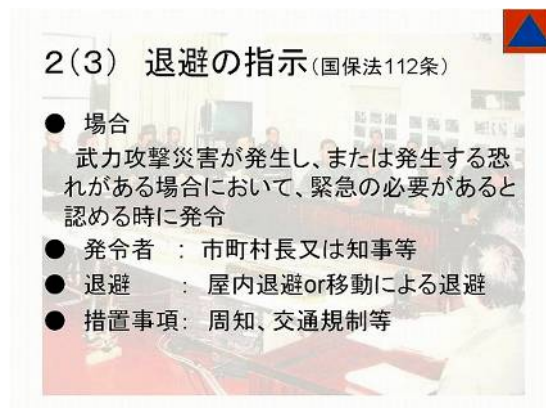
### 2(2) 立入制限区域(国保法102条)

- 武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため
- 都道府県公安委員会等
- 生活関連施設の敷地及び周辺
- **当該施設等の安全確保**
- 所要事項の公示
- 立入の制限、禁止、退去命令

国民保護法独自の規定ですが、地域を設定して住民の立ち入り等を制限する方法のほか、市町村長は必要がある場合には、当概地域から一時的に住民を避難させる為の「退避の指示」を発令することが出来ます。

退避には屋内への退避を含み、他への移動による退避までを含んでいます。

緊急な場合には当然な措置だと思料します。警察官等も退避の指示を行うことが出来ます。



### 2(3) 退避の指示(国保法112条)

- **場合**  
武力攻撃災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、緊急の必要があると認める時に発令
- **発令者** : 市町村長又は知事等
- **退避** : 屋内退避or移動による退避
- **措置事項**: 周知、交通規制等

以上で、第二回講座を終了します。

次回は、避難について説明します。配信予定は12月の末を考えていますが、状況によっては年明けになるかもしれません。